

「SB44 Side Event: Markets after the Paris Agreement」

傍聴報告

2016年6月2日

一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2016年5月16日～26日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第44回補助会合 (SB44) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：パリ協定以降の市場について (“Markets after the Paris Agreement”)
- 日時：2016年5月20日 (金) 13:15-14:45
- 主催：欧州政策研究センター (Centre for European Policy Studies: CEPS)、貿易及び持続可能な開発に関する国際センター (International Centre for Trade and Sustainable Development: ICTSD)
- 会場：Bonn I/II
- プレゼンター (敬称略)：Andrei MARCU (Senior Fellow ICTSD/Head, Carbon Market Forum, CEPS)、El Hadji MBAYE M. DIAGNE (セネガル)、Kay HARRISON (ニュージーランド)、Martin HESSION (EU)、Marcelo ROCHA (ブラジル)、水野勇史 (日本)

■ 概要

- パリ協定第6条において規定されたメカニズムを理解するために、ICTSD/CEPSにより論点が整理され提起された後、UNFCCCにおける市場メカニズム交渉に従事する主要な交渉官よりパリ協定第6条に係る見解が述べられた。

■ 発表内容 (敬称略)

1. Andrei MARCU (Senior Fellow ICTSD/Head, Carbon Market Forum, CEPS)：「パリ協定第6条の実施について (“Implementation of Article 6 in the Paris Agreement”)」¹
 - パリ協定第6条において明確化が必要な点を議論するとともに、第6条にリンクするCOP21決定文書の条項を紹介したい。
 - COP21決定において、パリ協定第6条と直接リンクするのは第37-41項である。また、パリ協定第4条 (緩和の算定)、第13条 (透明性)、第15条 (遵守) も間接的に第6条とリンクする。
 - 第6条の構成は下記のとおりであり、各項に共通な課題として持続可能な開発、環境十全性の担保、二重計上の回避が含まれる。

¹詳細は発表資料 (プレゼンテーション) を参照のこと

https://seors.unfccc.int/seors/attachments/get_attachment?code=VJ4KD0NMS21NWNUYEL62KIS6SIWCHIEP

第 1 項：国際協力に関する一般的な規定

第 2-3 項：国際的に移転される緩和成果 (internationally transferred mitigation outcomes: ITMOs) の国別削減目標 (Nationally Determined Contribution : NDC) への活用

第 4-7 項：パリ協定締約国会議 (CMA) の管理下で実施されるメカニズム

第 8-9 項：非市場メカニズム (NMA)

- 二国間クレジット制度 (JCM) が初のクレジットを発行した。JCM は第 2-3 項に基づく協力的アプローチの好例である。
- 第 4-7 項に係る持続可能な緩和メカニズム (SMM) に関連して、COP21 決定第 38 項 (d) にて追加性が掲げられている。
- ITMO には二国間もしくは多国間のアプローチ、排出量取引制度や他のクレジット制度とのリンクなどがあり得る。

2. El Hadji MBAYE M. DIAGNE (セネガル)

- アフリカ・グループ及び後発開発途上国 (LDC) の代表として、市場メカニズム交渉を担当している。
- ITMO、SMM、NMA と 3 種類のメカニズムがある。ITMO の定義はこれから協議される。我々は SMM を歓迎する。クリーン開発メカニズム (CDM) の経験を生かせば、迅速な実施が望める。
- 市場メカニズムの活用により、削減目標の野心を向上させたい。国家以外の様々なステークホルダーも巻き込むためのルール作りを進める。
- ITMO については、どのような管理方法や種類があるのか、異なるタイプの NDC 間でどのように扱うのか、などをまず理解する必要がある。

3. Kay HARRISON (ニュージーランド) :

- パリ協定は一字一句が交渉の結果であり、含まれている要素／含まれていない要素には意味がある。
- パリ協定第 6 条は、国連主導型のトップダウンアプローチと、これまでに出現したスキームをリンクさせるボトムアップアプローチを含み、包括的である。
- ITMO、SMM、NMA は 3 兄弟であり、実践していく必要がある。
- ニュージーランドでは排出量取引制度 (ETS) がレビューされているところであり、パリ協定に応答するために加速的に取り組んでいる。

Andrei MARCU (Senior Fellow ICTSD / Head, Carbon Market Forum, CEPS) :

- 次は、パリ協定第6条の素案を作成したEUとブラジルからの発表である。

4. Martin HESSION (EU) :

- NDC は市場メカニズムを機能させる推進力となると考える。
- SMM はこれまでの過去の経験を基に構築され、必要な新たな要素が加えられると考える。
- パリ協定及び決定文書の文言に制約されるのではなく、そこに可能性を見出していくことが必要である。

5. Marcelo ROCHA (ブラジル) :

- 現在は、これまでの成果であるパリ協定文書を解釈する段階であり、まずどのような異なる解釈があるのか共有していく。次に COP22 をスタートとして、取り決めを行っていく段階となるが、法的手続の整備まではかなり遠いだろう。パリ協定実施のために、多くの技術的作業をこなさないといけない。
- 我々の期待はそれぞれ異なり、時間枠もまちまちである。第 6 条に係る議論をどのように調整していくか課題である。
- 透明性やアカウンティング等も市場メカニズムに関連する重要な要素である。市場メカニズム分野と非市場メカニズムの交渉をつなぐ調整が必要であり、その連携が上手くいかないと混乱が生じるだろう。

Andrei MARCU (Senior Fellow ICTSD/Head, Carbon Market Forum, CEPS) :

- 最後は日本からの発表となるが、JCMは第6条メカニズムの最初のケースであり、実用的な話が聞けるだろう。

6. 水野勇史 (日本) :

- JCM は協力的アプローチのひとつとして開始され、排出削減を生み出すことを目的としている。公的には 2011 年 9 月にモンゴルと文書署名したのを開始として、現在は 16 か国がパートナー国となっている。
- JCM は 3 年半の歴史があり、8 か国で 22 の方法論が承認され、パイプライン・プロジェクトは 13 か国で 70 件以上ある。初発行されたクレジットは 40 トンと少量だが、発行に至るまでに、インドネシアと日本間で様々な努力があった。JCM 実施にあたり、各段階で課題が発生したが、ひとつひとつ解決してきた。
- ITMO について、JCM が唯一の事例ではない。既に EU、ノルウェー、スイス、カナダ・ケベック州及びオンタリオ州も ITMO を持っているし、中国、韓国の排出量取引も国際リンクすればそれは ITMO と言える。
- リンクするに際し、とあるスキームのクレジット 1 トンを別スキームでも 1 トンと換算できるだろうかという論点が、双方が納得して取引すればそれは同じ 1 トンと評価したことになる。

■ 質疑応答（敬称略）

Q. 不明（カナダ）：

EU とブラジルに質問だが、今日の議論の中で言っていた「我々」とは誰を指すのか。誰が NMM を作っていくのか、それは単に交渉の場で決められることなのか。

A. Martin HESSION（EU）：

全締約国である。

A. Marcelo ROCHA（ブラジル）：

ブラジル政府と市民社会を代表して発言しているため、それらの総意である。

A. El Hadji MBAYE M. DIAGNE（セネガル）

NGO や民間セクターもステークホルダーとして関与していくだろう。

Q. 不明（ケンブリッジ大学）：

JCM のクレジットはどのように発行され、また使われるのか。

A. 水野勇史（日本）：

基本的な流れは CDM と同様である。排出削減量に対して、日本とパートナー国の双方でクレジットが分配、発行される。

Q. Alex（環境保護基金：EDF）：

地域レベルでのリンクについてどのように考えるか。第 6 条がどのように彼らの動向に影響するか。

Q. 不明（不明）：

市場における将来的な需要はどこから生まれるか。

A. 水野勇史（日本）：

各国の削減目標達成に向けたユニットをどのように算定するか、透明性を保ちながらルール整備を進めていきたい。二国間だけでなく、国際的に議論していく。

A. Marcelo ROCHA（ブラジル）：

民間部門は引き続き買手となる。地域レベルの取組について今すぐに大きな影響があるとは思っていない。まずは国際レベルで決めるべきことが多くある。需要については NDC の内容が重要な要因となるが今のところ野心が低いため、市場からは懐疑的に見られている。

A. Martin HESSION（EU）：

第 6 条は NDC の枠組みにおいて削減目標を達成するための道具にすぎない。

A. Kay HARRISON（ニュージーランド）：

ニュージーランドでは需要には事欠かない。一例としてニュージーランドの ETS では、国内航空線も規制対象であり、大量にオフセットしている。

（報告者：OECC 小柳 百合子・渡邊 潤）



これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

http://www.mmechanisms.org/info/event/details_oecc_SB44report.html